

## ※ 建設分野に関する必要な書類

## &lt;認定・変更用・第3表の4&gt;

番号	必要書類	様式番号	提出 の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					いずれか 選択	過去に提出した 申請日及び申請番号	
	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類						
1	A)申請人が技能実習2号良好修了者(2年10か月以上)の場合	※③のみ 参考様式 第1-2号	△ (注1)	<p>※希望する業務区分に試験免除となる職種・作業の技能実習は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」の別表を参照</p> <p>※技能実習生に関する評価調査の発行が受けられない場合には申請前に地方出入国在留管理局に相談してください。</p> <p>※今回の所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合であって、所属機関が技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去1年内に受けていないときに限り提出省略可</p>	有	無	有 無
	B)申請人が上記に該当しない場合						
	次の①又は②のいずれか ①希望する業務区分に応じた建設分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し ②希望する業務区分に応じた技能検定3級の合格証明書の写し						
2	建設特定技能受入計画の認定証の写し		○	※申請前に国土交通省地方整備局での手続きが必要	有	無	有 無
	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書						
3		分野参考様式 第6-1号	○		有	無	有 無